

財団法人 地震予知総合研究振興会寄付行為

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、財団法人地震予知総合研究振興会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

(目 的)

第3条 この法人は、地震予知に関する科学技術を発展させ、地震災害の軽減をはかることが社会的に強く要請されていることに鑑み、地震予知及び防災についての総合的な研究を推進することにより科学技術の振興を図り、もって国民の生命・財産の保全に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次のことを行う。

- (1) 地震の予知及び防災に関する研究
- (2) 地震の予知及び防災に関する研究の助成
- (3) 地震の予知及び防災に関する知識の普及啓発
- (4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第2章 資産及び会計

(資産の構成)

第5条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録記載の財産
- (2) 資産から生じる果実
- (3) 賛助会費
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 寄付金品
- (6) その他の収入

(資産の種別)

第6条 この法人の資産は、基本財産と運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄付された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は基本財産以外の資産とする。

(資産の管理)

第7条 この法人の資産は、会長が管理し、その方法は理事会の議決を経て別に定める。

2 基本財産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は国債その他確実な有価証券にかえて会長が保管するものとする。

(基本財産の処分の制限)

第8条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供してはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けて、その一部に限り処分し、又は担保に供することができる。

(経費の支弁)

第9条 この法人の事業遂行に要する経費は、運用財産をもって支弁する。

(会計年度)

第10条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第11条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、理事会の議決を経て、文部科学大臣に届け出なければならない。これを変更するときも同様とする。

(事業報告及び収支決算)

第12条 この法人の事業報告及び収支決算は、毎会計年度終了後、会長が事業報告書、収支決算書、財産目録として作成し、監事の監査を経て理事会の承認を受け、その会計年度終了後3か月以内に文部科学大臣に届け出なければならない。

(余剰金の処分)

第13条 この法人の収支決算に剰余金があるときは、理事会の議決を経て、その一部若しくは全部を基本財産に編入し、又は翌年度に繰り越すものとする。

(義務の負担及び権利の放棄並びに借入金)

第14条 収支予算で定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経、かつ、文部科学大臣に届け出なければならない。

2 借入金(その会計年度内の収入をもって償還する一時借入金を除く)についても同様とする。

第3章 役員

(役員)

第15条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 会長 1人

(2) 理事 7人以上12人以内

(会長、理事長、専務理事及び常務理事を含む。)

(3) 監事 2人以上3人以内

2 この法人は、必要に応じ理事長1人、専務理事1人及び常務理事1人を置くことができる。

3 理事に異動があったときは、2週間以内に登録し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を文部科学大臣に届け出なければならない。

4 監事に異動があったときは、遅滞なく文部科学大臣に届け出なければならない。

(役員の選任)

第 16 条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

2 会長は、理事の互選により選任する。

3 理事長、専務理事及び常務理事は、理事のうちから、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。

4 理事のいずれか 1 名とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を越えてはならない。

5 監事は、相互に親族その他特別の関係にある者であってはならない。また、監事には、本財団の理事、理事の親族その他特殊の関係にある者又は職員が含まれてはならない。

6 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(役員の職務)

第 17 条 会長は、この法人を代表し、業務を総理する。

2 理事長は、この法人を代表し、会長の意を受け、この法人の業務を掌理し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

3 専務理事は、会長及び理事長を補佐し、日常の業務を行い、会長及び理事長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

4 常務理事は、理事長及び専務理事を補佐し、日常の業務を行う。

5 理事は、理事会を構成し、この寄付行為の定めるところにより、この法人の業務を議決し、執行する。

6 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) この法人の財産と帳簿を監査すること

(2) 理事の業務執行の状況を監査すること

(3) 財産の状況又は業務の執行について不整の事実を発見したときは、理事会、評議員会、又は文部科学大臣に報告すること

(4) 前号の報告をするため、必要があるときは理事会又は評議員会の招集を請求すること

(5) 理事会に出席し、意見を述べること

(役員の任期)

第 18 条 この法人の役員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。

(役員の解任)

第 19 条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の 3 分の 2 以上の議決によりこれを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき

(2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき

- 2 前項の場合、理事会及び評議員会において議決する前に、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

(役員 の 報酬)

第 20 条 役員は、有給とすることができる。

- 2 役員には、費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項の報酬及び費用弁償に関する必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が定める。

第 4 章 評議員、顧問、参与、賛助会員

(評議員)

第 21 条 この法人には、評議員 15 人以上 25 人以内を置く。

- 2 評議員は、理事会において選任し、会長が委嘱する。
- 3 評議員には、前 3 条の規定を準用する。この場合において、これらの条文中「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

(顧問及び参与)

第 22 条 この法人には、顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、学識経験者のうちから、会長が理事会に諮ったうえ、これを委嘱する。
- 3 顧問及び参与は、この法人の重要事項に関し、会長の諮問に応じ、又は意見を具申する。
- 4 顧問及び参与の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

(賛助会員)

第 23 条 この法人には、賛助会員を置くことができる。

- 2 賛助会員は、この法人の目的に賛同し、賛助会費を納入する個人、法人及び団体とする。

第 5 章 理 事 会

(構 成)

第 24 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権 能)

第 25 条 理事会は、この寄付行為に別に定めるもののほか、この法人の運営に関する重要な事項を議決する。

(招 集)

第 26 条 理事会は、毎年 2 回会長が招集する。ただし、会長が必要と認めたときは、臨時理事会を招集することができる。

- 2 理事現在数の 3 分の 1 以上の理事、又は監事から会議の目的である事項を示して理事会の招集の請求があったときは、会長は、その請求のあった日から 30 日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

- 3 理事会を招集するときは、会議の目的である事項及びその内容並びに日時及び場所

を示して、あらかじめ文書をもって7日前までに通知しなければならない。ただし、理事全員の承諾があるとき又は緊急を要するときはこの日数を短縮することができる。

(議長)

第27条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第28条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第29条 理事会の議事は、この寄付行為に別に定めるもののほか、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第30条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は、他の理事を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、その理事は出席したものとみなす。

(議事録)

第31条 理事会は、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 理事の現在数
- (3) 出席した理事の数及び氏名(書面表決者及び表決の委任者については、その旨を付記すること)
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過の概要及び結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長のほか出席した理事のうち、その会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

第6章 評議員会

(構成等)

第32条 評議員会は、評議員をもって構成する。

2 評議員会は、少くとも毎年1回会長が招集する。

3 評議員会の議長は、評議員会において互選する。

(権能)

第33条 評議員会は、この寄付行為に別に定める事項を行うほか、理事会の諮問に応じ、必要と認める事項について審議し、助言する。

2 次に掲げる事項については、理事会はあらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない。

- (1) 収支予算及び収支決算についての事項
- (2) 事業計画及び事業報告についての事項

(3) 不動産の買入れ並びに基本財産の処分及び担保提供についての事項

(4) 寄付行為の変更

(諸手続)

第 34 条 評議員会には、第 28 条、第 29 条、第 30 条及び第 31 条の規定を準用する。この場合において、これらの条文中「理事会」及び「理事」とあるのは、それぞれ「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする。

第 7 章 事務局及び職員

(設 置)

第 35 条 この法人の事務の処理のため事務局を置く。

2 事務局及び職員に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が定める。

(書類及び帳簿等の備付)

第 36 条 この法人は、その主たる事務所に、民法第 51 条に規定するもののほか、次に掲げる書類及び帳簿を備えなければならない。

- (1) 寄付行為
- (2) 理事、監事及びその他職員の名簿及び履歴書
- (3) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (4) 寄付行為に定める機関の議事に関する書類
- (5) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類
- (6) 資産及び負債の状況を示す書類

第 8 章 寄付行為の変更及び解散

(寄付行為の変更)

第 37 条 この寄付行為は、理事会において理事現在数の 3 分の 2 以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けなければ変更することができない。

(解 散)

第 38 条 この法人は、民法第 68 条第 1 項第 2 号から第 4 号までの規定によるほか、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の認可があったとき解散する。

(残余財産の処分)

第 39 条 この法人の解散に伴う残余財産は、理事現在数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けて、この法人の目的に類似の目的を有する法人又は団体に寄付するものとする。

第9章 補 則

(施行細則)

第 40 条 この寄付行為の施行についての細則は別に定めるもののほか、理事会の議決を経て、会長が定める。

付 則

- 1 . この寄付行為は、この法人の設立許可があった日から施行する。
- 2 . この法人の設立当初の役員は、第 1 6 条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、設立者の定めるところとし、その任期は第 1 8 条第 1 項の規定にかかわらず、設立の日から昭和 5 6 年 3 月 3 1 日までとする。
- 3 . この法人の設立当初の評議員は、第 2 1 条第 2 項の規定にかかわらず、理事会でこれを選出し会長が委嘱するものとし、その任期は、同条第 3 項の規定にかかわらず、設立の日から昭和 5 6 年 3 月 3 1 日までとする。
- 4 . この法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第 1 1 条の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。
- 5 . この法人の設立初年度の会計年度は、第 1 0 条の規定にかかわらず、設立の日から昭和 5 6 年 3 月 3 1 日までとする。

付 則

- 1 . この寄付行為の変更規程は、主務大臣の認可があった日から、施行する。
- 2 . 理事、監事、顧問及び評議員は、この規程にかかわらず平成 9 年 6 月 2 0 日の理事会で選任したところによる。
また、参与については、この規程にかかわらず平成 9 年 3 月 2 4 日及び平成 9 年 6 月 2 0 日の理事会でそれぞれ選任したところによる。
- 3 . 平成 9 年 6 月 2 0 日の理事会で選任された会長、理事長、専務理事及び常務理事は、第 1 5 条第 1 項第 1 号及び第 2 項の改正規定に関する主務大臣の認可があったときに、第 1 6 条第 2 項及び第 3 項の規定によって選任されたものとみなす。